指定難病医療費助成　新規申請の必要書類

❶ **はじめに、臨床調査個人票の作成**を医師に依頼。
❷ 臨床調査個人票を受領後、下記の書類を用意して保健所で申請。

１・２は兵庫県が定めた様式です。
３以降をご用意ください。

	必要書類	注意事項
□1	**支給認定申請書**	窓口で記入方法をご案内します。
□2	**個人番号記載票**	右記の方の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。
□3	**個人番号（マイナンバー）確認書類**	①「個人番号カード」（写真付き） ②「通知カード」 記載された住所が、住民票の住所と一致している場合のみ有効です。 どちらかの原本をご提示ください。
□4	**来所者の本人確認書類**	1種類で可（顔写真有）⇒　個人番号カード、運転免許証、パスポート等 2種類必要（顔写真無）⇒　介護保険証、年金手帳、住民票等
□5	**対象者の保険情報が確認できる書類**	①健康保険証　②資格情報のお知らせ ③資格確認書　④マイナポータルの資格情報画面 上記①～④のうちいずれか１つ ※生活保護受給者は、生活保護受給証明書をご用意ください。
□6	**臨床調査個人票**	指定医にご依頼ください（医師が記載した日から**6か月**間有効）。
□7	難病医療費の領収証原本	【お持ちの方】軽症者特例（下記参照）に該当するかを確認します。
□8	難病・小慢の受給者証	【同一保険加入者に、指定難病や小児慢性特定疾病の受給者がいる方】

社会保険	対象者と被保険者
国民健康保険	対象者の保険と保険者名・記号・番号が一致する**16歳以上の方全員**
国民健康保険組合	対象者の保険と保険者名・記号・番号が一致する方**全員**
後期高齢	住民票上の住所が同じ後期高齢の方全員

～軽症者特例とは～

提出された 臨床調査個人票（診断書）の内容から、兵庫県の審査会において、

“診断基準” + **“重症度”** を満たしていると認められた場合に、医療費助成の対象となります。

ただし重症度を満たしていなくても **“軽症者特例”** に該当していれば、助成対象となります。

指定難病に関する医療費総額（10割）について 、以下に該当していることを確認できた場合に、

「軽症者特例」の申請が可能です。**申請月を含む過去12か月の領収証をご用意ください。**

軽症者特例の要件

33,330円（診療報酬点数3,333点）を超える**×3ヶ月** 以上/申請月を含む過去12か月間

あかし保健所　健康推進課

〒674-0068　明石市大久保町ゆりのき通り１丁目4-7

☎ＴＥＬ　078-918-5657　ＦＡＸ　078-918-5440